



2025 年 5 月 12 日

各位

会 社 名 株式会社シーアールイー
代 表 者 名 代表取締役社長 亀山 忠秀
(コード番号 3458 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役執行役員 後藤 信秀
電 話 番 号 (TEL 03-5572-6600)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2025 年 4 月 16 日付「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(2025 年 5 月 1 日付「(訂正)「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」で訂正された事項を含みます。以下「2025 年 4 月 16 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合に関する議案並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する議案を、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から 2025 年 5 月 28 日までの間、整理銘柄に指定された後、2025 年 5 月 29 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。本株式併合の内容の詳細は、2025 年 4 月 16 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社株式について、5,876,988 株を 1 株に併合いたします。

- ③ 減少する発行済株式総数
29,384,939 株

- ④ 効力発生前における発行済株式総数
29,384,944 株

(注) 当社は、2025 年 4 月 16 日付の取締役会において、2025 年 5 月 30 日付で自己株式 15,756 株を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
5 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

20 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- (a) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、SMF L みらいパートナーズ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及び京橋興産株式会社（以下「京橋興産」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定であります。本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び京橋興産のみとすることを目的とする一連の取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が 2025 年 5 月 29 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買取人が現れる可能性は低いことに鑑み、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日前日である 2025 年 6 月 1 日の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が 2025 年 1 月 29 日から 2025 年 3 月 13 日までの 30 営業日を公開買付けの買付け等の期間として実施した当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 1,700 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (b) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

SMF L みらいパートナーズ株式会社

- (c) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、公開買付者の自己資金により賄うことを予定しているとのことです。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

以上により、当社は、公開買付者による 1 株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- (d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2025 年 6 月上旬を目途に、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取るることについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は当該裁判所の許可を得て、2025 年 6 月下旬から 7 月上旬を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により、当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を

株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2025 年 9 月上旬から 10 月上旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、2025 年 4 月 16 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2025 年 6 月 2 日に効力が発生する予定です。

- ① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 20 株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 5 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 7 条（単元株式数）及び第 8 条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ③ 本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに 1 株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及び京橋興産のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 14 条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2025 年 5 月 12 日（月）
② 整理銘柄指定日	2025 年 5 月 12 日（月）
③ 当社株式の売買最終日	2025 年 5 月 28 日（水）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2025 年 5 月 29 日（木）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2025 年 6 月 2 日（月）（予定）

以 上